

愛という名のもとに —セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、 ドメスティック・バイオレンス—

平成12年1月5日(水)～2月25日(金)

一昨年(2000年)の3月に労働省からセクシュアル・ハラスメントに関する告示が出され、昨年7月には全国初のストーカー防止条例が鹿児島県で制定されました。またここ1～2年、夫から妻への暴力ドメスティック・バイオレンスが注目されています。

セクシュアル・ハラスメントは学校や職場、ドメスティック・バイオレンスは家庭、ストーカーは情報化社会を背景とするなど起きる場所や背景は違いますが、これら三者は、それまで社会の構造のなかに埋もれてきたものを、ある名称で名指すことによってひとつの固有な問題として扱うことが出来たという共通点があります。そして、それらが性を根底とするために、社会構造に埋もれているあいだ「親密さ」や「愛」という言葉にすりかえられてきたことも共通しているとは言えないでしょうか。「親密さ」や「愛」という名のもとにあったからこそ、加害者側には罪の意識が全くなく、被害の実態が捉えにくく立件も難しくなり、はては被害者の落ち度と見なされてしまうのです。

このような立件しにくい迷惑行為を糾弾するようになったことは、意識の高まりとして評価すべきことです。そしてその結果、前述のとおり法の整備やマニュアルづくりもすすんでいます。しかし法律やマニュアルを作ったからといって問題が解決するわけではありません。なぜそのような行為が会社や家庭で起きるのか、なぜ「親密さ」や「愛」とよばれてしまうのか、その根底には何があるのか。それを究明することが必要でしょう。

特にセクシュアル・ハラスメントは、言葉が日本で普及してから約10年を経てきた経緯があります。今回の展示では、その歴史をふりかえるとともに、セクシュアル・ハラスメントと共通した構造をもつ、しかし歴史の浅い二つの概念—ストーカー、ドメスティック・バイオレンスの今後をも考えたいと思います。そして、このようなすりかえが特殊なものではなく私たちのごく身近にひそんでいるということ、ひいては人間関係における本当の愛情や思いやりとは何なのか、について考えていただけたら幸いです。

展示資料一覧

<>内は当館請求記号、太字斜体文字は展示資料からの引用です。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的いやがらせ。職場で男性上司や同僚が性的なはたらきかけをおこない、女性が応じなければ職業上不利益な扱いをすることがある。...(「現代用語の基礎知識 1989」(自由国民社)より)

*以下、言葉の定義はすべて初出年のものです。

*「セクシュアル・ハラスメント」は当初「セクシャル・ハラスメント」と表記されることが多かったようです。時間が経つにつれ、次第に「セクシュアル・ハラスメント」という表記が定着していきませんが、後述の新語大賞を受賞した「セクハラ」という言葉が、もしかすると一番普及しているのかもしれませんが。ですが「セクハラ」という表記は、被害者の心情や問題そのものを軽視する揶揄めいたニュアンスを漂わせていると指摘されることがあります。

<裁判をきっかけに>

国内のメディアに「セクシュアル・ハラスメント」が登場したのは1980年代の終わり頃でした。1989年に自由国民社の新語大賞に「セクハラ」が選ばれています。それと前後して日本国内でも以下のような裁判があり、「セクシュアル・ハラスメント」という概念が社会における深刻な問題として普及していくことになりました。当時国内の法律には固有の問題として「セクシュアル・ハラスメント」を扱う認識はまだなく、何を被害として認め、誰をどのように裁くことが出来るのか、注目を集めました。

1. 「速報・沼津セクシュアル・ハラスメント訴訟第一審判決」

『判例タイムズ』745号 判例タイムズ社 1991.3.1 <Z2-89>

国内で初めて本格的に「セクシュアル・ハラスメント」被害を争った裁判の第一審判決速報。この裁判では、雇用先の責任までは追及されないまでも、「セクシュアル・ハラスメント」は不法行為である、と示されました。

2. 職場の「常識」が変わる 福岡セクシュアル・ハラスメント裁判

職場での性的いやがらせと闘う裁判を支援する会編著 東京 インパクト出版会

1992.7 <AZ-529-E29>

雇用先企業の責任を問う判決が初めて出された裁判の記録。この裁判を機に、被害者が法廷で「セクシュアル・ハラスメント」について争う動きが拡大していきます。

<「セクシュアル・ハラスメント」って何だ?>

この新しい言葉が登場することで、意味を考察したり、「正しい意味」の普及を意図する資料が多く登場しました。その中には、単に戸惑いを表現したものから、先行するアメリカでのあり方を国内でいかに適用するか模索したものでさまざまな資料があります。

3. 証言セクシャル・ハラスメント

職場のセクシャル・ハラスメントを考えるネットワーク編著 東京 ピースネット企画 1989.12 <EL187-E218>

もともと初期に出版された資料のひとつ。当時まだ表面化していなかった特に職場での被害に関して、実態調査、対策などを示した内容。

4. スクランブル講座！セクシャル・ハラスメント！あらゆる疑問、戸惑い、怒りに答える本！

女と男の21世紀を考える会編著 東京 JICC出版局 1989.12 <EF72-E200>

初期の資料ながら、「セクシュアル・ハラスメント」の定義に関してなど、現在にまで通じる内容を考察しています。

5. 「セクシュアル・ハラスメント ジョークと本気のここが境目」

森本美紀 『週刊朝日』94巻47号 東京 朝日新聞社 1989.11.10 <Z24-18>

東京都の意識調査をもとにした職場での女性社員の被害状況と、「セクシュアル・ハラスメント」への男性社員の戸惑い、恐れ、を紹介。

6. 「女性社員とはもう口もきけない？4千万サラリーマン必読！最新セクハラ実例報告 20」

『週刊宝石』19巻27号 東京 光文社 1999.7.22 <Z24-539>

99年4月に施行された改正男女雇用機会均等法に関連して「セクシュアル・ハラスメント」の実例を挙げていますが、結論は10年前の5.の資料となんら変化がありません。

不況化にリストラ。必ずしも明るいとはいえない職場に浮上したセクハラ問題。「さわらぬ神に祟りなし」と、女性社員とは口もきかないことしか、絶対安全策はないのだろうか。

<ガイドライン・マニュアルづくりへ>

問題の深刻さを認識するにつれ、民間団体や公の機関による多くの調査がなされ、現状の把握と対応が講じられていきます。また、国内外の企業経営に欠かせない認識として「セクシュアル・ハラスメント」がクローズアップされてもいきました。そのため、今まさに被害に遭っている被害者の救済のためであると同時に、経営リスクとして「セクシュアル・ハラスメント」対策を早急に講じる必要のある企業のために、具体的で形式的な、「こうすれば防げる…」といったマニュアル的な資料や、法制度への反映を論じる資料が多く刊行されるようになりました。

7. 「「セクハラ」を軽視する企業は国際化できない(日系企業への警鐘)」

熊谷文枝 『世界週報』 77巻24号 時事通信社 1996.7.2 <Z1-38>

米国三菱自動車製造に対するアメリカでの訴訟を題材にして、日本企業が世界規模で事業を展開する際に「セクシュアル・ハラスメント」への意識が不可欠のものであると論じています。同誌は「セクハラに泣く海外の日系企業」という特集を組み、企業内での差別への対処、及びそれに対する日系企業の取り組みの立ち遅れについてを中心に、日本企業の世界化についての論考を数本収録しています。

8. セクシュアル・ハラスメント防止研修プログラム

東京都労働経済局労政部労働組合課編 東京 1998.3 <DH311-G213>

9. 職場におけるセクシュアルハラスメント防止マニュアル

労働省女性局編 東京 21世紀職業財団 1998.6 <DH311-G291>

10. 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」労働省告示第20号

『官報』号外47号 大蔵省印刷局 1998.3.13 <CZ2-2>

11. 2時間でわかる 図解セクハラ早わかり

セクハラ問題研究会著 中経出版 1999.6 <EL187-G156>

「セクハラに関わる社内規程はこう手直しする」「採用や昇進でもこんなに危険ゾーンが」などの章立てで、事例などを交えた企業向けの実践的なマニュアル。

<公的な空間—学校で>

公的な空間における性的な被害を「セクシュアル・ハラスメント」とするならば、その問題が起こるのは職場だけではありません。以下の資料は学校における「セクシュアル・ハラスメント」を問題にしたものです。

12. スクール・セクシャル・ハラスメント 踏みにじられる子どもの性と生

門野晴子著 東京 学陽書房 1991.7 <EF91-E66>

学校における生徒、特に高校生までの性的被害をまとめた資料。教育と生徒(子ども)の抑圧という問題に焦点化する内容ながら、公的な空間としての学校、教師—生徒での権力関係における性的被害など、「セクシュアル・ハラスメント」として扱われるべき問題を提示しています。

13. キャンパス性差別事情 ストップ・ザ・アカハラ

上野千鶴子編 東京 三省堂 1997.7 <EF72-G184>

女性が研究職として大学に勤務する、大学院生として研究を続ける、といった状況における性的被害をテーマにした論集。

「セクハラ」は「アカハラ」の一部だが、全部ではない。そして「アカデミック・ハラスメント」とは広義の「職場の性差別」のうち、「研究職に固有の性差別」と最初に定義しておきたい。

<残されたもの>

最近多く見られる資料は、被害者の人権について深く考えたり、「セクシュアル・ハラスメント」という概念そのものを根本的に考察するといったものではなく、被害者のみならず加害者にとって不利益となる何らかの問題を起こさないための方法について取り扱うものが中心となっています。これらは「セクシュアル・ハラスメント」という問題に対する考察が進展し、さまざまな思考や実践によって得られた成果ということが出来るかもしれません。

しかし形式やマニュアルといった発想がかえって見えなくしてしまうものはないでしょうか？ 最良のマニュアルとは、他者とのコミュニケーションを閉ざすことでは決してなく、また問題を「単なる問題」という形で消化し、対処することでもないのです。それはすなわち言葉が登場した当初から、「セクシュアル・ハラスメント」という言葉に対して期待されているもの—その言葉から想起される社会における「性」そのものについて、またそれがもともっているさまざまな問題について考える可能性—が、そこに厳然としてあるから、と言えるのではないのでしょうか？

14. 「セクシュアル・ハラスメントは性差別か？」

広瀬裕子 『専修大学社会科学研究所月報』363号 専修大学社会科学研究所

1993.9

<Z6-245>

裁判における争点は、もはやそれが性差別かどうかではなくて、それが存在したかどうかにある。ということはセクシュアル・ハラスメントが性差別かどうかという問いは、解決済みだと言うことになる。...しかしそれは承知のうえで、やはり問うてみたいと思う。セクシュアル・ハラスメントは性差別か。...セクシュアル・ハラスメントは性差別かという問いを、既に分かり切った解決済みの問いとして通り過ぎる前に、その問いが持つコード、世界を読み解くコードを解きほぐしてみたいと思う。

15. 「セクシャル・ハラスメントと憲法」

内野正幸 『法律時報』64巻9号 東京 日本評論社 1992.8

<Z2-31>

「セクシュアル・ハラスメント」が人権侵害にあたるか、また性差別にあたるか、という問題を憲法学的に整理、検証しています。

16. セクシュアル・ハラスメント 「性」はどう裁かれているか

中下裕子ほか著 東京 有斐閣 1991.2

<EF71-E61>

国内外の職場で起こった「セクシュアル・ハラスメント」裁判の事例を中心に問題を検証。

なぜこのようなことが起こるのか、を一言でいえば「世の中全体に蔓延している誤った性差別意識があるから」と答えることになる。

17. オフィスにもちこまれる性 セクシュアル・ハラスメントの探求

杉井静子、村瀬幸浩著 東京 大月書店 1990.9

<EF72-E199>

「セクシュアル・ハラスメント」を最初にして最後の性差別と定義し、女性差別の歴史を振り返り、「セクシュアル・ハラスメント」の内外の現状と取り組みを紹介するとともに、その根源を社会における「性」のあり方に置き、解消を模索しています。

* 「性差別」という言葉は、一般的には男女の「性」の間にあるさまざまな格差から起こる差別を指します。「セクシュアル・ハラスメント」が「性差別」であるならば、それをある場所での一過性の単なるもめごとのように処理することは出来ず、社会において男女どちらかの「性」に属する人間すべてに関わる根本的な問題のひとつであると言えるでしょう。

18. 「失言」が失言になる瞬間 セクシャル・ハラスメントを例に」
好井裕明 『思想の科学 第8次』29号 東京 思想の科学社 1995.6 <Z6-4188>
言葉による嫌がらせとしての「セクシュアル・ハラスメント」に着目し、「失言」の効果、成立を論じるなかで、差別を生じる関係において「失言」がどのように機能するのかを提示した興味深い論文。
19. セクハラ事件の主役たち 相談窓口の困惑
金子雅臣著 東京 築地書館 1992.4 <EF72-E337>
著者の東京都の労働相談窓口での経験をもとに「セクシュアル・ハラスメント」を考える資料。男性側に内在する問題から派生するものとする考察が貴重です。
20. セクシュアル・ハラスメント
日本経営者団体連盟広報部編 東京 日本経営者団体連盟広報部 1990.10 <DH311-E280>
男女の性規範の違い(ダブル・スタンダード)などを取り上げ、セクシュアル・ハラスメントを社会規範の不正から来るものとして考察する「親しさといやがらせは分けられないか」が注目に値します。
21. 「セクハラ報道の非本質性」
岡庭昇 『潮』449号 東京 潮出版社 1996.7 <Z23-13>
マスコミ報道での「セクシュアル・ハラスメント」理解が、企業の対応のまずさなどに偏り、問題の本質を捉えそこなっているとして、問題の根本的な理解は個人相互の「共生社会」への正しい志向とともにある、と論じています。
このような制度ではかならずしも捉えられない「権力」の発動としての、性的な形を取った関係の強制について、深い次元で想像力を働かせることが、なによりも共生社会の論理として求められているのである。
22. 「特別企画落合恵子編集のページ——沈黙を破るセクシュアル・ハラスメント」
落合恵子編 『週刊金曜日』1997.9.26 東京 金曜日 <Z24-B45>
被害状況、裁判の状況、被害者の心情などを表現する際にも、「セクシュアル・ハラスメント」(表現による差別)が二次的に生産される、と指摘するなど、「女性」が社会でどのような存在として定義され、表現され、差別を受けつつけているか、といった視点からの特集。

23. セクシャル・ウエポン(性的武器) それは愛ですか? 武器ですか?

木村奈保子著 東京 講談社 1992.4 <EF71-E86>

著者の実体験からセクシュアル・ハラスメントの構造について考察したエッセイ。「セクシャル・ウエポン」という言葉は著者の造語であり、「セクシュアル・ハラスメント」を逆手にとって、**男社会をゆうゆうと泳ぐ女性が使う性的武器のこと。**

セクハラを基準に女性を二方向に分けるとしたら、「セクハラを拒否する女」と「セクシャル・ウエポンを使う女」であり、双方が人格を異にしていることを私は主張する。いずれの女性もが男性社会で同じように野心と夢を持つとき、いったい何が起こるのか?

【ストーカー】

「忍び寄るもの」...もともとは、猛獣や悪疫が知らぬ間に忍び寄ってくる(ストーク)という言葉からきたものであるが、見も知らぬ相手なのに実に親しい関係のように思い込んでまわりつく異常心理の犯罪者がこのところ急激に増えてきているという。...(「現代用語の基礎知識 1997」(自由国民社)より)

<名付けによって露わになった実態>

96年後半から97年にかけて、急速に注目をあびるようになった「ストーカー」。雑誌記事を中心に、「ストーカー」を扱った資料が多数登場します。それまで、漠然とした迷惑行為と考えられていたことが、「ストーカー」と名付けられることではっきりした形になったのでしょう。

24. 「女がかわる、女がわかる 9 世紀末バーチャル LOVE ストーカー編」

岩下久美子 『プレジデント』34巻5号 東京 プレジデント社 1996.5 <Z4-110>

若い女性に関するトピックを紹介するコーナーで「ストーカー」という言葉が雑誌記事に初めて登場しました。仕事上のつきあいから発展した「ストーカー」の例などを紹介。対象は見も知らぬ相手には限られません。

25. 「“踏んだ” オンナを決して許さぬ [地雷男] のキョーフ」

『SPA!』2488号 東京 扶桑社 96.4.10 <Z24-17>

「ストーカー」という言葉が広まる直前の雑誌記事で、「ストーカー」的な例が「地雷男」として紹介されています。なお、半年後の11月6日号では「ストーカー男と普通の男の境界線 どこまで愛情? どこから犯罪?」というタイトルで「ストーカー」の記事が登場します。

26. ストーカー・一千日の恐怖

大高美樹著 東京 ザ・マサダ 1997.4

<AZ-751-G37>

元ミス日本の体験談。「ストーカー」という言葉が流行する以前の94年から2年間にわたってストーキングされ、裁判にまでもちこんだ詳細な記録。

<ストーカーは単なる流行か>

「現代用語の基礎知識 1998」では「先輩格のセクハラ、と同じでどこまでがストーカーかという境目ははなはだあいまい。…気の弱い男性がストーカーのレッテルを貼られて攻撃されるケースは気の毒でもある。」と風俗・流行の項目で紹介されていますが、翌年1999版では一転して健康・医療の項目に登場し、「本人の意思に反して、ある特定人物にしつこくつきまとう人物をいう。」と客観的な記述になりました。しかし結局、2000版では本編からは脱落し、巻末の外来語辞典にのみ「ストーキング」が掲載されるだけになりました。このことから、「ストーカー」という言葉がいかにハヤリモノ扱いであったかがわかります。なんでも病理にしたがる現代人の特性や、有名人が狙われることもあるというスキャンダル性も一因でしょう。その結果、様々な反論や批判がありました。

27. 「「ストーカー」は女の被害妄想だ」

雀部俊毅 『諸君』29巻5号 東京 文芸春秋 1997.5

<Z23-148>

被害に遭った女性にとっては深刻かもしれないが、それらは果たしてこれまで「嫌がらせ」「痴漢行為」と呼ばれてきたものと、どこがどう違うと言うのだろうか。いずれにせよ、リンデン・グロス(*)の本に出てくるようなライフル弾が飛び交う血腥い凶悪犯罪のイメージとはおよそ結びつかないことだけは確かである。…では、何故ブームは広がるのか。…女に嫌われたくない男たち(特にマスコミの)が「異常男」を仕立て上げ、自らの正常ぶりをアピールしようとするからであろう。と、過剰な反応ぶりを批判。*リンデン・グロスの著作「ストーカー ゆがんだ愛のかたち」は95年11月に日本で翻訳が刊行され、最初に「ストーカー」という概念を紹介しました。

28. 「これだけは言わせて ストーカーと文学？」

香山リカ 『創』28巻2号 創出版 1998.2

<Z23-208>

小説家が“自分さがし”の答えとして「ストーカー」という言葉を安易かつ肯定的に使っていると批判。

<対策>

アメリカと違い日本では「ストーカー」を取り締まる法律がないため、今までは個人で対抗するしかありませんでしたが、最近警察も注目しているようです。県の条例ではじめて「ストーカー」防止条例が制定されました。

29. ストーカー完全対策ファイル

東京 オークラ出版 1997.6 <EF91-G157>

芸能人につきまとう「スター・ストーカー」の歴史や、具体的な対策方法を紹介した本。実際にストーキングをしてみるコーナーでは、いとも簡単に個人情報が入手できる現実を暴露。

30. 「^{ナマ}生の事件と刑事法 16 ストーカーによる被害と法律問題」

渡辺咲子 『警察公論』53巻9号 立花書房 1998.9 <Z2-158>

「今のところ犯罪ではないから、どうしようもない」といって突き放していいんですか。警察の信頼が失われますよ。と話をすすめ、どのような行為がどの罪にあたるかを巡査、事務官、検事の会話で易しく解説。

31. 「公衆等に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例」鹿児島県情勢第42号

『鹿児島県公報』1488号 鹿児島県 1999.7.13 <CZ-1112-128>

鹿児島県で女性のスカートの中を盗み撮りした男性を厳しく処罰できなかったという事件がきっかけとなり、全国初の「ストーカー防止条例」が制定されました。「ストーカー」に限らず、押し売りなども含まれます。

<精神病理、情報化社会、甘え…>

見も知らぬ相手を見初めたり、こっそりと情報を集めることは、都会であり情報化社会である現代でしかあり得ません。また、妄想自体は昔からある精神病理ですが、「ストーカー」は外見上はきわめて常識的な人に見えることも少なくないことから、正常と異常との境目が曖昧になっている、やはり現代的な存在と言えるでしょう。しかし、なぜそれが「愛」に結びつくのでしょうか、しかも一方的な強制力をもった形で。

32. もてない男

小谷野敦著 東京 筑摩書房 1999.1 <KE185-G41>

好きな女性から相手にしてもらえない男性の視点から書かれた、文学史を中心としたエッセイ。**恋愛は誰にでもできる、という「嘘」が、恋愛のできない者を焦慮に追い立て、ストーカーを生むのである。**とのあとがきは、若者の主たる自己実現が恋愛になってしまった現代において、単なるひがみとは片づけられない真実をついているのかもしれない。

33. ストーカーの心理学

福島章著 東京 PHP研究所 1997.5 <EF91-G104>

自らが患者にストーキングされた体験をもとに、精神科医が「ストーカー」の心理について書いた本。「ストーカー」は、母親から無条件に欲求を満足させてもらっていた乳児期から成長していない未熟な人であり、「相手が自分と同じように一個の自我をもった自立した人間」だということは考えられない、と定義。人を愛するということは、その人の身になって考えるということではなければならないはずなのに、ストーカーのすることはその正反対の行為であった

【ドメスティック・バイオレンス】

家庭内暴力は、日本で思春期の子どもから親への暴力がイメージされるのと異なり、諸外国では主として、夫から妻への、もしくは恋人など親密な関係の男性から女性への暴力をさす。...(「現代用語の基礎知識 1994」(自由国民社)より)

<そういえば私の周りにも…>

日本では、ここ1~2年で急速に注目をあび、資料も多数刊行されるようになりました。家庭内のことだけに表に出ることのなかった問題ですが、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を得たことで、メディアに真実が語られるようになったのです。これらの資料からは、「妻を殴る夫など、よほどひどい人間でめったにいないに違いない」という考えが間違っていることがわかります。よくよく考えてみれば「親父がお袋を殴ったことがあったなあ」「恋人に言われたあの言葉は“暴力”だったのかも」と思い当たることがあるかもしれません。

34. 「ルポ・家庭内暴力を告発する妻たち この男に社会的制裁を！」

上村悦子 『婦人公論』84巻1号 東京 中央公論社 1999.1.7 <Z23-11>

どの体験談からも、ごくごく普通の人のが加害者・被害者になりうるということがわかります。また、この2例目にあるように、身体的暴力だけではなく、言葉や精神的なものも「ドメスティック・バイオレンス」に含まれます。

35. 「女性に対する暴力」調査報告書

東京都生活文化局青少年部女性計画課編 東京都生活文化局 東京 1998.3

<EF72-G292>

公的機関がはじめて行ったこの調査は、対象が無作為抽出であるため、社会全体での「ドメスティック・バイオレンス」の実態が明らかになりました。その結果、精神的虐待は約半数の人が、身体的暴力は10人に1人が、深刻な身体的暴力は20人に1人が受けていることがわかります。

36. 殴る夫 逃げられない妻

吉廣紀代子著 東京 青木書店 1997.10

<EF72-G230>

96年秋から97年初夏までの聞き書き集。逃げようとすればさらに暴力が激しくなる、世間体、子どもを片親にしたくない、暴力をふるった後の夫はとても優しい、等々逃げられない理由は複合的です。

37. 「「妻殴る日本人」イメージ広めた バンクーバー総領事 外務省が帰国命令」

『読売新聞』1999.3.5 東京 読売新聞東京本社

<Z81-16>

バンクーバー総領事である日本人が妻に対する暴行罪で現地で逮捕され、「日本では妻を殴っても問題にならない」といった主旨の発言をした事件。外務省は、妻への暴行そのものに加え任地での無責任な発言に対して、解任という処分を下しました。どんな男性でも妻を殴っている可能性があるということ、にもかかわらず日本ではきちんと認識されていないことが明らかになりました。

<法は家庭に入らず>

このような実態にもかかわらず、法は家庭に入らずの原則で家庭内の暴力は見過ごされてきました。他人を殴れば暴行罪で逮捕されるのに、なぜ親密な関係にある人を殴っても罪にならないのでしょうか。

38. 「内縁の夫を殺害した被告人につき、正当防衛の主張を認めず、過剰防衛の成立を認めた判例、過剰防衛の被告人に刑を免除した事例」名古屋地裁 平7.7.11判決

『判例時報』1539号 東京 判例時報社 1995.10.21

<Z2-90>

ゴルフクラブで後頭部を殴打するなどの生命侵害の危険性を伴う強度の暴行を日常的にふるい続けてきた内縁の夫を殺害したことが、暴力が一時的におさまって夫が横になっていたときに殺害したという理由で、正当防衛とは認められなかった例。しかし原因は夫にあるとして刑は免除されました。

39. 「夫につき妻に対する強姦罪の成立を認めた事例」広島高裁松江支部 昭62.6.18判決

『判例時報』1234号 東京 判例時報社 1987.8.1

<Z2-90>

夫婦間の強姦罪は成立するという説と、しないという説がありましたが、本件は婚姻が破綻している夫婦なので強姦罪が成立する、との判例。ただし結論部分では、*婚姻中夫婦が互いに性交渉を求めかつこれに応ずべき所論の関係にあることはいうまでもない*と旧来の考えを確認しています。

40. 「熟年夫婦の離婚について、民法七七〇条二項を適用して妻からの離婚請求が棄却された事例」名古屋地裁岡崎支部 平
3.9.20 判決

『判例時報』1409号 東京 判例時報社 1992.4.1 <Z2-90>

妻が気を失って倒れるまで殴りつけ、それに水をぶっかけるというような暴力をふるう専制的な夫と別れて安心して老後を送りたいという妻の請求は、青い鳥を身近に探すべく、じっくり腰を据えて真剣に気長に話し合うよう夫の反省を促し、結局棄却されました。

<それでも生存権は守らねば>

家庭という密閉された空間でふるわれる暴力であり、法も整備されていないとなれば、一体どうすればいいのでしょうか。命を守るために様々な支援が行われ、その輪が広がっています。その結果、最近では「ドメスティック・バイオレンス」防止法の制定も議論されるようになりました。

41. 「ドメスティック・バイオレンス」

岩橋修 『警察公論』54巻10号 立花書房 1999.10 <Z2-158>

判例にも見られるように「法は家庭に入らず」が原則でしたが、昨今の状況をかんがみ、警察側もこの問題に注目しているようです。

42. 第百四十五国会 参議院 共生社会に関する調査会会議録

1号 1999.2.3 参議院事務局 <BZ-7-21>

43. シェルター 女が暴力から逃れるために

波田あい子、平川和子著 東京 青木書店 1998.6 <EF71-G114>

法が整備されていない現状では、公的機関での対応が追いつかない場合もあります。深刻な状況のために、民間シェルターがつくられています。

44. 「家庭の中の「女性」と「子ども」 2つの虐待が“ともに視野に入る”時代を迎えて」

波田あい子 『保健婦雑誌』55巻4号 医学書院 1999.4 <Z19-80>

暴力は子どもに及ぶことも多々あるため、女性を保護すると同時に子どもをも保護しなければなりません。しかし現場では、先行する児童保護団体との連携がうまくいかないこともあるとの報告です。

<「家庭」とは、「親密さ」とは、「男らしさ」とは>

生存権が守れたとしても、「ドメスティック・バイオレンス」をひきおこす原因を改善しなければ、根本的解決にはなりません。そもそも、「ドメスティック・バイオレンス」はなぜおこるのでしょうか？ なぜ男性は親密な女性を傷つけるのでしょうか？ なぜそれを「信頼」や「愛」とよぶのでしょうか？ そしてなぜ社会はそれを容認してきたのでしょうか？

45. 「加害者対策の可能性」

豊田正義 『現代のエスプリ』 383号 東京 至文堂 1999.6 <Z23-26>

貴重な加害者側の証言。力を行って優位に立つことへの固執、感情を表現することが不得手で怒りが暴力に直結してしまうこと、などが語られています。そこには「男らしさ」を強制されている男性たちの問題が見えてきます。

46. 「家庭・女性・暴力—否定的自己概念を強制される「妻」

内藤和美 『季刊女子教育もんだい』 58号 女子教育もんだい編集委員会編 東京 労働教育センター 1994.1 <Z7-1264>

暴力とは、相手の人間的尊厳を侵害するような強制力の行使と定義し、女性が夢みる「結婚」や「家庭」に、実は権力関係がひそんでいることを指摘。

47. 誰にも言えない夫の暴力 ドメスティックバイオレンス

鈴木隆文、石川結貴著 東京 本の時遊社 1999.7 <EF72-G403>

「ドメスティック・バイオレンス」に関する全般的な資料。暴力をふるう理由を「甘え理論」で説明。会社などではふるわれず、親密な間柄でのみふるわれることに「ドメスティック・バイオレンス」の特徴があるのです。

48. ドメスティック・バイオレンス

「夫(恋人)からの暴力」調査研究会著 東京 有斐閣 1998.3 <EF72-G263>

「ドメスティック・バイオレンス」に関する全般的な資料。「親密」であるからといって、「対等」ではない、夫婦(恋人)間の力関係に注目しています。

49. 『『愛してる』と『愛してない』 米国ニュー・ジャージー州「家庭内暴力」法廷」

松村徹 『ケース研究』 240号 東京 家庭事件研究会 1994 <Z2-91>

アメリカの例ですが、「愛してる」と言い続けつきたもう夫が、「ドメスティック・バイオレンス」として処罰されました。「愛してる」と言う、しかしそれが相手には苦痛である…それは本当に「愛してる」のでしょうか？

国立国会図書館 03-3581-2331(代)
ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>

■国立国会図書館■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□■03(3581)2331■